

新潟市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 2 2 号

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 3 7 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 3 条の 2 に次の 1 項を加える。

- 3 市長は、特別の事情がある場合において、第 1 項の納期により難しいと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第 1 5 1 条に次の 1 項を加える。

- 3 市長は、特別の事情がある場合において、第 1 項の納期により難しいと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

附則第 3 9 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震に伴う令和 6 年度分の固定資産税及び都市計画税の納期に関する特例）

第 4 0 条 令和 6 年度分の固定資産税及び都市計画税の納期は、第 6 3 条第 1 項及び第 1 5 0 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第 1 期 7 月 1 6 日から同月 3 1 日まで

第 2 期 9 月 1 6 日から同月 3 0 日まで

第 3 期 1 2 月 1 6 日から同月 2 8 日まで

第 4 期 翌年 2 月 1 6 日から同月 2 8 日まで

- 2 固定資産税及び都市計画税を口座振替の方法により納付する者の令和 6 年度分の固定資産税及び都市計画税の納期は、第 6 3 条の 2 第 1 項及び第 1 5 1 条第 1 項並びに前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

7 月期 7 月 1 6 日から同月 3 1 日まで

8月期 8月16日から同月31日まで

9月期 9月16日から同月30日まで

10月期 10月16日から同月31日まで

11月期 11月16日から同月30日まで

12月期 12月16日から同月28日まで

1月期 翌年1月16日から同月31日まで

2月期 翌年2月16日から同月28日まで

3月期 翌年3月16日から同月31日まで

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。